

セーフティネットおよび危機関連保証制度の整理表（新型コロナウイルス関係）



国の認定	セーフティネット4号	セーフティネット5号	危機関連保証
基準	地域指定（47都道府県）	全国的な不況業種指定	全国的な信用収縮
業種	全業種	指定業種のみ(R2.5.1～全業種)	全業種
要件	・最近1か月間の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少 かつ ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少 することが見込まれること	・最近3か月間の売上高等が前年同期比で 5%以上減少 かつ ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して 15%以上減少 することが見込まれること	・最近1か月間の売上高等が前年同月に比して 15%以上減少 かつ ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して 15%以上減少 することが見込まれること
責任共有	対象外（100%保証）	対象（80%保証）	対象外（100%保証）
メリット	全業種対象、100%保証	5%減少で認定、借換容易	全業種対象、100%保証
注意	80%保証の借換不可	指定業種のみ(R2.5.1～全業種)	80%保証の借換不可
	上段：保証料率	上段：保証料率	上段：保証料率
	下段：融資利率	下段：融資利率	下段：融資利率

保証制度	県制度要件	保証金額	期間 (据置)	借換できる制度	保証料率	融資利率
県 新型コロナウイルス感染症対応資金	・4号認定 ・5号認定 ・危機関連保証の認定のいずれか	4,000万円	10年 (5年)	別途掲載しております、本制度の「借換可否整理表」をご確認ください。	0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%) ※保証料全額補給	0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%) ※認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、および個人事業主かつ小規模企業者であるものについては保証料全額補給、それ以外は1/2補給
県 経営安定資金 新型コロナウイルス対策分	・4号認定	7,000万円	10年 (2年)	本制度に限る	0.90%	1.00%
県 経営安定資金 危機関連保証支援分	・危機関連保証の認定				0.70% ※保証料全額補給	0.90%
県 経営安定資金 セーフティネット保証支援分	・5号認定				0.90%	0.60% ※保証料1/3補給
協会 経営安定関連保証	—	2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)	7年 (1年)	原則として全制度対象(※)	0.80%	0.68%
協会 借換保証					金融機関所定	金融機関所定
協会 危機関連保証					0.80%	0.68%
					金融機関所定	金融機関所定

(※) 4号・危機関連保証は100%保証のため、借換元が80%保証のものは借換できない。